

Title	天保義社に関わる新収福澤書翰(鈴木閑雲宛)
Sub Title	
Author	西澤, 直子(Nishizawa, Naoko)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	1996
Jtitle	近代日本研究 Vol.13, (1996.) ,p.123- 144
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-19960000-0123

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

天保義社に関わる新収福澤書翰

(鈴木閑雲宛)

西澤直子

1 はじめに

1996年夏、当センターでは鈴木閑雲宛の福澤諭吉書翰を購入した。⁽¹⁾鈴木宛書翰としてはこれまでに7通が知られていたが、今回入手した書翰はそのいづれにも当たらない未発表のものであった。⁽²⁾全76行に及ぶ長文で、内容は中津在住士族の互助機構であった「天保義社」の紛議に関わっている。書翰の内容および封筒の切手消印から、明治16年〔1883〕の書信とわかった。

宛先の鈴木閑雲（間雲・閑雲とも書く。別名力兵衛。天保3年〔1832〕生～明治42年〔1909〕没）は福澤より3歳の年長、藩政期中には用人職などを務めた実力者であり、維新後も参政や権大参事、下毛郡初代郡長などを歴任した。福澤も鈴木につき「中津にて徳望ある士なり」と述べており、⁽³⁾中津在住士族の中心人物であった。彼は天保義社の認可に際し大蔵省への申請に当たり、⁽⁴⁾明治10年には1年間であったがその社長を務めている。また主家である奥平家の資産管理にも当たった。⁽⁵⁾

天保義社について、これまでの福澤研究においては、士族互助のため

「銀行類似」の業務を営んでいたという以上のことは深く問われてこなかった。⁽⁶⁾ それは一つに同社に関する一次資料がほとんどないこと、二つには福澤は早くから幕府を退身し、また中津藩からの扶持米を辞退して（明治2年〔1869〕）、一介の平民論吉になっていたため、明治16年に起こった紛議の仲裁を依頼されたことはわかっていたものの、⁽⁷⁾ 天保義社との関係はあまりないと考えられたためである。ところが、福澤は奥平家の資産運用に携わる評議人を束ねる立場にあったので、⁽⁸⁾ この書翰では天保義社の改革もしくは存廃は中津士族の問題としながらも、奥平家の持分保全を主とし、義社紛議の早急な解決を要望している。

以下では先ず当の書翰を読んだのち、『旧中津藩士族死亡弔慰資金要覧／天保義社及中津銀行の由来／奥平家の系譜と藩士の現状』⁽⁹⁾ に依拠して、義社の沿革、資金源、「銀行類似」業務の内容、紛議の争点などにつき一歩踏み込んだ検討を加えたい。

2 鈴木閑雲宛福澤諭吉書翰

書翰全文は本文末139頁に掲げる通りである（書翰A）。なお漢字は新字体に改め、また筆者の責任において句読点を配した。書翰中の（ ）は原文にある括弧であり、筆者の挿入は区別のため角括弧〔 〕で示してある。

冒頭の「西尾先生」云々は追伸に当たる。本文が長くなり巻紙々末に至ったため、やむなく冒頭の余白に戻り記した。（西尾、「殿様」については書翰末の人物紹介を参照されたい。）

書翰の内容は、次のようなものである。この当時天保義社を巡って、中津の士族間に考えを異にする二派が生じ、鈴木はその間の仲裁に努めていた。彼の意見は既に東京の福澤に書翰をもって伝えていたところ、その内容が中津に漏れたような形跡があり、鈴木は10月23日付の書翰で福澤にその真偽を確かめたい。これに対し福澤は、該当の23日付鈴木書翰を受

け取り、あわてて探したところ前便をやっと筐底から見つけたくらいで、自分が他人に見せたようなことは一切ないとしている。

そして二派の対立が訴訟にまで及びそうな騒ぎになっているが、裁判によって黑白つければ必ず遺恨が残る。自分は中津の士族達がどのように喧嘩をしようとも口出しをするつもりはないが、奥平家の今後だけが気掛かりであり、また芳蓮院、奥平昌服（書翰末人物紹介参照）には生涯旧大名相応の生活もさせてやりたい。それを考えれば、ここで奥平家の今後の資産を管理する鈴木が、中津に多くの敵を作ってしまうのは好ましくない。自分の考えは、鈴木のためではなく奥平家のために、なるべく敵をつくらぬ方法で解決するところにある。その方向で山口広江にも書翰を出したし、奥平昌邁も仲裁をするつもりで、「見舞之御使」としていずれ築雅路を中津へ差し向ける予定だが、ただ今昌邁は具合が悪いので少し遅れるだろう。とにかく中津の不服連に対しては、たとえ理には適わなくても少し色を付けた結論を出して勝（花）を持たせて、敵をつくらず「能き様＝幕を引候様機会を与へ」て欲しい、と述べている。

ここに書かれている当時生じていた二派の紛議について、『福澤諭吉全集』には「天保義社紛擾ニ関スル山口半七ノ意見書」など2、3の史料が見られるが、対立のはっきりした説明は既存の中津史関係書にも見当たらない。『中津歴史』では「天保義社大ニ紛議ヲ生シ同志派義社派両党互ニ相拮角シテ軋轢日ニ甚キニ至ル」とあり、頭注には「解社派對非解社派」と記しているが、その具体的な主張や対立の経緯については一切記述がない。⁽¹⁰⁾ また『要覧』を見ると、役職者と選任された協議人で天保義社の規則類の改正を決定したことに対し、重要な案件に関しては社員全体の協議によるべきだと主張する人々が白紙撤回を求めて抗議、遂に二派に分かれて相争うことになったとあるが、⁽¹¹⁾しかし規則類の改正はそれ以前にも行われており、その時には特に問題は起こっていない。この改正のどの部分が、抗議側言うところの全員で協議すべき重要な案件なのかが明らかにされて

おらず、対立の争点ははっきりとわからないのである。

3 明治16年の天保義社紛議を巡って

1 天保義社の成り立ち

この紛議につき考察する前に、先ず天保義社の成り立ちと活動について知っておく必要がある。

天保義社はその名が示す通り天保時代に端を発している。天保年間幕府をはじめ各藩において財政改革が行なわれたが、中津藩でも財政難を克服すべく、隠居昌高が茶坊主であった黒沢庄右衛門を元締勘定人小頭に大抜擢し、全権を委任して改革に着手した。天保6年〔1835〕の藩札の札価安定や同8年の米会所再興の後、天保10年には凶作による減収対策として、藩士から禄高に応じて借上げを行なった（亥の年の御借上げ）。更に黒沢は天保11年、身分格式の上下に関係なく家内の人数に応じて扶持を与える人別扶持令を打ち出した（天保子年の改革）。ところがこれは家中、とくに上士層の大反対にあい頓挫し、翌12年に家中半知令を發布した。家中の禄米支給は普通半高が月割で毎月支給され、残り半高は年末に支給されていたが、この年末支給分の半高（つまり禄高の25パーセントにあたる）が「御借上」と称して、藩庫に納められることになった。こういった「借上」は生計に余裕のなかった下層藩士にとっては、とくに過酷なものであったので、「借上」中の残余（金）を積み立て、これを藩内に貸付け長年賦で返済させることとした。それが天保義社の始まりであったといわれる。

維新後は「撫育会所」と名づけ、資金は窮民救恤や開墾事業などにも貸し出してほしい。廃藩に際して、この資金は当初いったん朝廷に返還することに決まったが、しかしこの金には返還すべき理由がないとの意見が出て、藩知事奥平昌邁も中津に留め置くべきであるとしたため、大蔵省に対し「天保義社」の名称で存続を申請した。明治4年に認可を受けたの

で、翌5年5月「義社法則」「貸附金並預り金規則」「歩入規則」の規則類を定め装いを新たに⁽¹²⁾して発足した。

その時にはまた、奥平家も出資したことがわかっている。明治4年12月6日付中津県の布告を見れば「御家禄をも御分配洋学校御開に相成、猶⁽¹³⁾（なお）義社を結び」とあり、また明治11年9月に出された「天保義社々務改革要旨」には「元来本社の創立せられたるは旧知事公の渥き御仁恵に依り旧藩士族後来の救助に供せられたき深意に出でたるものにて感銘も尚⁽¹⁴⁾余り有り」と書かれている。

2 天保義社の活動

天保義社は明治5年〔1872〕の「義社法則」で、その目的を「永年鰥寡孤独救済ノ趣意」と定めた。同時に制定された「貸附金並預り金規則」、「歩入規則」も参照すると、天保義社の主な活動は互助と「銀行類似」業務であったことがわかる。

互助活動としては、明治7年大風雨による被害に対して1戸につき5円を給付したのをはじめとして、翌8年「救助方法」を定め、災害や死亡に際し7円もしくは5円の無利息貸与を行なった。とくに死亡時の貸与は後に給付となり、そのための基金が独立して定められた。⁽¹⁵⁾「鰥寡孤独」には太政官布告第162号の恤救規則に則った給付を行なった。

一方銀行類似業務には預金、貸付、出資があり、そのうち預金と貸付に関しては、『要覧』に明治8年から21年〔1888〕までの年末総勘定が明らかになっているものの、資産項目のみで負債項目はなく、また資産項目のうちでも例えば「印紙貼用年賦」や「歩入」など、その実態がわからぬ項目が少なくないため、ここでは次のことを指摘するに留めておく。すなわち、預金には明治5年当時で年利12%の利子が付与されたこと、また貸付では物品や家屋、古金銀、公債証書、改正地券などを担保とした小口の抵当貸付が行なわれ、年利は明治5年で16.8%であった。

出資では、中津市学校への基金拠出と末広会社への資本金出資があげられる。それらは士族の教育や授産に向けられたものである。中津市学校は明治4年11月福澤の提言を容れて設立された洋学校で、設立趣意書「中津市学校之記」には「積年ノ心事ヲ改メ人為ノ爵禄ニ依頼セズシテ天与ノ身心ヲ籟ミ射ラ身ヲ役シ射ラ心ヲ勞シ芸学ヲ勤メ家業ヲ営ミ一身不羈ノ産ヲ立テ其氣象ヲ子孫ニ遺」すべく開校すると書かれている。⁽¹⁶⁾この市学校に対して、天保義社は20,000円を拠出した。明治5年山口県からの中津市学校設立資金に関する問い合わせに対し、旧中津県は小倉県を通じ次のように答えている。

旧中津県洋学校出金之儀は旧知事家禄之内より願之上年々五分ノ一即チ千石寄附いたし外ニ義社より積金之内二万両寄附いたし〔中略〕尤二万両之金は最初書籍器械等買集メ之為凡五千両相費し残り一万五千両之利金一割と見積り千五百両と現米千石之価一石三兩二分の見積り三千五百両両様合して五千両之金子を以年々入費ニ充置追々成業之者出来弥々盛大ニ相及候節は尚又義社積金之内より見続き之含ニ御座⁽¹⁷⁾候〔 〕は筆者による)

5,000両を書籍や機械の購入費に充て、残り15,000両を基金としてその果実(利金)を年々の入費に充てようとしたことがわかる。但し明治11年10月9日付大分県令香川真一宛福澤諭吉書翰に「元と藩より一時に二万円と申す寄附金も、様々の訳にて約束の通りに参らず」と書かれているので、一括して渡されたわけではなさそうである。秩禄処分以後は奥平家からの寄付金はなくなり、天保義社拠出の基金による運営とな⁽¹⁸⁾った。

末広会社とは、明治12年12月に設立された中津藩士族の出資、経営による養蚕製糸会社であった。その資本金4,500円のうち、1,500円は天保義社から出資された。⁽¹⁹⁾参加士族数は、明治14年4月に明治政府から起業基金貸与を受けた際の記録に178名とある。⁽²⁰⁾同社は養蚕では明治14年の大分県繭品評会で一等を獲得、また製糸においては「機械製糸と座繰製糸との中間

的なものと推察される」小工場であったが、着実に生産量を増やし、中津の養蚕製糸業をリードした⁽²¹⁾。福澤は時事新報社説「士族の授産は養蚕製糸を第一とす」（明治16年9月）の中で、明治11、2年頃までの中津には土農を問わず養蚕で生計を立てられる者はなかったが、明治15年には8梱の製糸を米国に直輸出し好評を博するまでになり、16年には輸出が14～5梱に達する見込みだと述べている⁽²²⁾。明治17年の大分県統計書によれば、中津における生糸生産高（67貫余）の約86%を末広会社（生産高58貫余）が占めており⁽²³⁾、同社は中津における養蚕製糸業そのものであった。

3 紛議の経緯

明治16年（1883）に起こった紛議の発端が、8月の義社改革案の議決を巡って生じたことは既に述べた。改革案は、前月25日に決定した「改革箇条大略」に沿って作成され、大略では大きく次の7項目が定められていた。

- 一株券ヲ頒布シ各人所有ノ権ヲ固クスル事
- 一社則ヲ改良シ永遠維持ノ基ヲ堅クスル事
- 一毎歳生ズル処ノ利金ハ元積トナシ勉テ増殖ヲ計ル事
- 一仮ニ五ケ年ヲ以テ一季ト定メ満季ノ上更ニ利子配分ノ法ヲ立ルカ再び元積トナスカノ如キハ後季ノ協議ニ譲ル事
- 一除社ノ人員二百余名復社ノ法ヲ設ル事
- 一株券売買ノ途ヲ開ク事
- 一在来ノ三災救助法ヲ廢シ更ニ死亡救与ノ法ヲ定ル事

改革の目的は「永遠維持ノ基ヲ堅クスル」事にあり、主眼は株券の発行と利金の元積に置かれていた。株券を頒布し株券売買の途も開くが、利金は配分せず元積とし、5年後に利子配分か再び元積かを定めるとある。

しかし、この「改革箇条大略」や改革案が定められる前の、明治16年3月頃には一部で天保義社は「処分」すべきであるという意見が生じていた。明治16年3月30日付鈴木閑雲宛福澤書翰には、「扱天保義社の義、同氏

(小幡篤次郎一著者注)より承候得ば、是亦目下何とか処分致候方得策のよし。小生は頓と不知の事なれ共、氏の所語を聞けば必ず然る情況ならんと察するのみ。」⁽²⁴⁾云々と書かれている。同書翰から小幡篤次郎が事情をよく知る人物らしいことがわかったので、中津市福澤記念館所蔵の小幡書翰を調べて見ると、鈴木閑雲宛の中に天保義社の紛議に触れているものがあった。いまだ活字化されていないので、本文末139頁に掲げておくこととする(書翰B)。

宛先の鈴木閑雲、逸見蘭畹、山口広江、菅沼新、末貞友年、中野松三郎は中津在住士族で、年月日は記されていないが義社を解くことに触れている点や、「小生罷出候節多少之人士ニ面詣御話承り候時」と中津で情報収集を行なったことが書かれている点から、明治16年2月下旬から3月頃のものとして推定できる。小幡はこの年2月、廃校の決まった中津市学校の残務⁽²⁵⁾処理のため中津を訪れていた。小幡が中津の状況をよく知るところであったから、前述のように福澤もその所論に耳を傾けたのであろう。

小幡の所論とは、この書翰によれば次のようなものであった。「旧知事公始メ一同」が「事業作興」を望んでいるけれど、ただそれには中津の「人心一致協同」が前提で、そのためには「義社処分」が必要である。しかし「開運社」という組織を起こすために義社を「解く」(潰す)のではないかという誤解が生じる気配であり、そうなれば二派に分かれて争うことになる。事実は義社を「解」いて資金が余れば事業を起こすという心積りである。自分(小幡)は義社を処分する機は既に熟していると考え、それには早い方が良くとも思うが、二派の対立を招くことは大いに「氣遣」である。そして旧知事(奥平昌邁)の病気もあり、旧知事や福澤の意見は「漸々御運(び)之処」である。

開運社については、詳しくは後述する。この書翰と先の3月30日付書翰を考え合わせれば、当時天保義社を「処分」し、新たな機構を作り出すとする意見があったことがわかる。小幡は中津で事情を聴取した結果、天

保義社は「解く」べき時期にきていると判断して、福澤にもそのように伝え、福澤も「処分」が妥当と考えた。先の3月30日付の書翰には続いて、義社の金の分配について書かれており、「総資本」中の奥平家持ち分をどうするかという相談もなされていた。9月28日付鈴木閑雲宛書翰では、奥平家への分配金は14,000円と具体的な数値が記されている。⁽²⁶⁾つまり、天保義社「処分」案が16年3月頃から存在し、在京の福澤や小幡らも知るあるいは了解するところであった。

ところがそれに対して、天保義社の役職者や協議人は、天保義社のままで機構を維持させたかったのだろう。株券の頒布などで改革は計るが、名称や役員構成は変化させない改革案を作り、自分達で採決して着手しようとした。その結果が、処分か維持かを巡って二派の対立を招くことになったのである。

4 資本金に対する認識の相違

では、小幡の他に「処分」案を考えていたのはどのような人達であったのか。はじめに改革案可決に反対して天保義社社長の元に抗議に出かけた人々は改革反対派の代表というところで、二派對立の構図から考えると、彼らがすなわち「処分」案に賛同していた人々であると思われるが、それは以下の人物である。

中山又二郎・有吉和二郎・梅津 実三・江口馬佐太・和田 仙二
島津万次郎・奥平每次郎・末貞 友年・中野松三郎・宮村 三多
敷田彦三郎・大木佐太郎・石野孝五郎・磯村真五郎

*交渉の記録を追うと、のち和田仙二と宮村三多が抜け、浜野牛見・君島胤広・秋吉謙十郎・長野好造・中居荒次郎・今富計二・磯貝均が加わっている。⁽²⁷⁾

このうち中山、中野、末貞、島津、奥平には経営に従事した、あるいはしているという共通の履歴があった。中山又二郎は慶應義塾出版社に勤務

した後、「貸金営業ノ商社」昌興社の発起人のひとりとなり、その運営に携わった⁽²⁸⁾。中野松三郎は、明治11年〔1878〕10月に金禄公債証書を原資として資本金80,000円で設立された第七十八国立銀行の主要創立メンバーであり、取締役兼支配人を務めていた。また末広会社の創立者かつ初期経営陣の一人でもあり、中津市学校の会計も担当した⁽²⁹⁾。末貞友年は中山同様昌興社の発起人であり、中野同様第七十八国立銀行の主要創立メンバーでもあった⁽³⁰⁾。島津万次郎や奥平每次郎（つねじろう）は、中津市学校の経営に携わり廃校決定後は残余金の利用を協議した「市校世話人」を努めた。島津は「社」にて「商法」（商業）を行なっていたこともわかっている⁽³¹⁾。話が少し先走るが、中野、末貞、島津に磯村真五郎を加えた4名は、明治21年に天保義社が中津銀行に変更されるに当たって、変革綱領起草委員を務めており（全5名中の4名）、彼らが「処分」賛同側の中心であった可能性は高い。（ちなみに上記14名中9名まで、後に中津銀行の重役となった。）

こうした履歴から考えると、彼らは天保義社のそれまでの運営に不満を抱いていたと思われる。そして明治16年春に至って、もはや天保義社は「処分」すべきであるという結論に達したのであろう。

天保義社の運営は設立当初から順調ではなかった。「要覧」を見ると、業務を開始した明治5年から既に、貸付金の返済を「何トナク等閑ニ心得候」者が多いため、その回収に苦慮するという状況が続いていた⁽³²⁾。というのも、天保義社の資本金は前述のように、天保期の借上げに端を発する旧藩からの繰越金と奥平家からの出資の二種類から成っていたために、資本金の帰属を巡って士族達の中に認識の相違が生じたのである。すなわち資金は旧藩士である自分達のものか、それとも奥平家のものかという認識のズレである。明治7年5月9日に旧大参事並びに義社掛り連名で各区戸長宛に指し出した通達には

〔天保義社は〕元より官物に非ず、亦私有物に非ず、則ち一箇の義社なる者なり。〔中略〕其資本は仮令士族の共有金と称するも其性質

は自ら他の会社と異なる所あり既に私有物と相心得候は不都合の事に候
 或は分配等相望候向も有之哉に相聞心得違の事にて⁽³³⁾

と書かれている（〔 〕は筆者の挿入）。天保義社の資金は士族の共有なのだから当然自分の持ち分があって、それは各自の私有物であり自由に使えるはずだと考える人物が少なくなかったため、このような通達を出さなければならなかったと察しがつく。だがその後も返済を等閑に心得るばかりでなく、払い戻しの要求すらしばしば起こったようで、明治9年12月20日付の山口広江宛福澤書翰には「当冬も貸士□（破れ）が義社に押掛けゴタゴタ杯と申事」⁽³⁴⁾と書かれている。天保義社の資金は本来自分達のもので、分配されてしかるべきと考える士族達が、天保義社の運営を妨げていた。

だが天保義社の資本金には奥平家の出資金もある。奥平家出資分は奥平家のものであって中津士族達の共有財産ではない。士族達が手前勝手に考え、貸付金を返済しなければ、天保義社の資金がいずれ底をつくのは明らかであり、奥平家の資産までなくなってしまっただけでは、実際の運営も不可能である。手をこまねいているのではなく、これ以上資金がこげつかないうちに、むしろ天保義社を「処分」して、奥平家出資分を確保すると共に、資本を有効利用すべきであると考えたのが「処分」を主張する人々であったのであろう。

また彼らは天保義社が、もし利益が生じた場合でも、それを分配する規則を定めていないことにも不満を感じていた。改革案では利金は元積とし、5年後に再び元積とするか利子分配の法を定めるかを決めるとしていた。利益配分の規定を設けないまま株を発行することは、彼らには納得できなかったに違いない。紛議が解決した際5年後に再び元積する案がなくなると、利益配分が明示されることから、それが争点のひとつであったことがわかる。

5 対立の要因

他方天保義社の役員や協議人達は、義社の維持に意義を見出していた。彼らも製茶会社、協力商社、「士族授産ノ為」の松屋会社の発起人に名を連ねており、経営に疎かった訳ではないが、それでも義社を維持することに賛成したのは、ひとつには天保義社の互助的な活動に重要性を感じていたからである。改革案を見ると、従来の三災救助法（明治8年制定の「救助方法」をさすと思われる）に代えて、新たな死亡救与法を定めるとしている。新たな規定は、従来が「死亡有之者」に5円を無利息5年賦で貸与するものであったのに対し、3円ずつを給付し、なおかつ「株券ヲ他人ニ譲与スルモ救助ノ数ニ漏レサルモノ」とするものであった。

またいまひとつの原因は、前掲小幡書翰にいう「開運社」の設立に対する反発があったようだ。開運社は、『中津歴史』および『中津藩史』によると、明治14年3月に廃校が決まり残務処理に入っていた中津市学校の残余資金を利用し、育英事業や授産事業を行なうために組織された。具体的には育英事業として、「地方人物ノ養成ヲ図ル」ために成績優秀者を選び奨学金を支給した。⁽³⁶⁾ また中津市学校では廃校前から、余剰資金を養蚕奨励に利用することが盛んに検討されていて、今のところ決定的な資料はないものの、養蚕業にも関わったと思われる。⁽³⁷⁾ 前述のように天保義社は市学校に基金を提供していたし、また中津養蚕製糸業の中心であった末広会社に出資している。活動が類似していることから、天保義社の役員や協議人達は、「処分」を主張する人々が義社資本を開運社に転用しようとしているのだと誤解したのではないか。そのため「処分」を阻止すべく行動に出たのであろう。

6 その後の天保義社

紛議が起こった後の福澤はこれに対し全く中立の立場を取ったが、中津の鈴木からは対立の仲裁を頼まれている。9月28日付鈴木宛書翰に「中津

の人へ私共より文通致し可然」との件は承知した、丁度山口半七が上京している所以同人へ懇談し、同人から中津の「諸友」へ「訳けの分る様」申し伝えてもらおうと書かれている。⁽³⁸⁾

福澤の考えは、「当地〔東京〕にては素より何の議論もあるべきにあらず、殊に小生杯の眼中には唯奥平様あるのみ。」（〔 〕は筆者による）と述べている通り、ただ奥平のために最も良い解決策をとりたいというものであった。それには、中津士族が決定的に分裂してしまうのは避けなければならない。山口半七に伝言した後も、双方の希望するところを書類にして旧知事に提出するか、双方の代表者を東京に出すか、東京から使節を中津に出すかといった案を示し、遺恨を残すことなく、双方の不満を少しでも減じて事態を收拾することに尽力した。

福澤が奥平のために良い解決策を取りたいと願うのには、とくに奥平昌吉（まさよし）の分家問題があったと考えられる。昌吉は奥平昌邁の前の藩主昌服の子だが、昌邁が宇和島藩伊達家から養子として入り、家督を相続してのちに生まれたので、相続すべき家がなかった。奥平家に経済的な余裕があるわけではないが、昌吉にも分与せねばならないと福澤は考え、分家案を練っていた。その中で、天保義社の出資金を昌吉への贈与分として考えた。明治17年2月に作られた「奥平様御分家約条案」では、昌吉名義に定めるものとして「金一万四千六百円中津天保義社株式七百三十株、⁽³⁹⁾但一株高金二十円」があげられている。

結局、旧藩主奥平昌邁の使者として家扶の築雅路が中津へ出向き、双方を収めた。11月24日奥平の内旨を受けた築をはじめ、山崎仙園・桑名豊山・逸見蘭腕・鈴木閑雲・菅沼新・山口広江が調停役となり、両派が奥平家別邸（金谷御茶屋）に会して妥協案が成立した。結果は福澤が希望していたように、両派いずれにも利あり不利ある決着になった。天保義社のままで株券の発行と約款の改正が予定通り実行されることに決まったが、その一方で協議人が新たに7名増加されることになり、選挙が行なわれた。ま

た「地方財貨ノ流通ヲ補クル」ことを目的に謳い、株券についても満5ヶ年を1期として決算および利益配分を行なうことが決定した。

この改正後の天保義社の経営内容については、詳細はわからない。ただ悪くなることはあっても良くなることはなかったようである。明治21年に第1期5年を終えて行なわれた今後に関する協議では、株券の売買譲与が盛んに行なわれ総高の約半数の所有権が移転した、と報告されている。他にも停滞金の多額さ、営利目的の事業に適さない機構のあり方などが問題となり、私立銀行に組織替えを行なうことになった。⁽⁴⁰⁾ その結果明治22年7月、天保義社は中津銀行へと変わった。

中津銀行となるに当たっては、末広会社や三所宮との関係⁽⁴¹⁾を絶ち、また奥平家側は銀行から資金（元金14,600円に、年利5朱すなわち5%5ヶ年分の⁽⁴²⁾利子3,650円を加えた18,250円）を引き上げている。但し、互助活動である士族死亡救助金の制度は残り大正年間まで続いた。⁽⁴³⁾

4 おわりに

以上見た通り、天保義社は士族間の互助救済機構であると共に、預金や小口の抵当貸付、産業投資などのいわゆる銀行類似業務も行っていた。運営は順調ではなく、存続を巡って紛議も起こったが、組織替えを行ないながら互助活動も預金や貸付業務も維持された。その系譜は、現在の大分銀行にまで繋げることができる。

天保義社は設立の目的を「永年鰥寡孤独救済ノ趣意」と定めていたが、明治11年の「天保義社々務改革要旨」では「災禍死亡及び鰥寡孤独救助の如きは抑も其の一小部分にして豈に本社の最終の目的とする所ならんや」「生業を得せしむる」ことが「大目的」であると述べている。⁽⁴⁴⁾ ここからは士族間の互助救恤と士族授産という機関の目的が窺える。

しかし実際には小規模とはいえ、いわゆる銀行類似業務も行っていた。

預金は、明治5～8年の初期で総資産の10%強と割合は低い⁽⁴⁵⁾が受け入れており、明治8年には規則類も整備された。また定款（「義社法則」など）において「商法」（商業）に取り組むことは禁止されていたが、小口の抵当貸付で利益を上げ、その益金を互助救恤あるいは士族授産に充てていたと思われる。こうした「銀行類似会社」的な側面からその機能を捉える必要もあろう。

天保義社のように、互助救恤や授産事業のために預金・貸付等を行なう機構は、大分県内にはほかに臼杵の留恵社、佐伯の慶社があった。また私の知る限りでは、米沢の士族義社（米沢義社）⁽⁴⁶⁾、鹿児島⁽⁴⁷⁾の承恵社、和歌山の義田結社（徳義社）⁽⁴⁸⁾、宇和島の信義社、岡山の篤好社などがあり、かつての地方銀行史や地方史をひもとけば全国各地に相当数見出すことができよう。こうした士族による「（会）社」の個別事例研究が待たれるところである。

右御報のみ申上度、早々如此御座候。多忙中不文倍常御海容可被下候。頓首。

十一月二日

諭吉

鈴木様 侍史

〔封筒表〕豊前國中津宮永 鈴木閑雲様 親展」 〔封筒裏 東京三田 福澤諭吉 急〕スタンプ「東京・一六・一一・三・ハ」

文中に登場する人物について若干の説明を加えておくと、

1 「西尾先生」は中津藩土西尾次郎で、当時天保義社社長。

2 「芳蓮院様」は当時の奥平家当主奥平昌邁（まさゆき）から数えて三代前にあたる昌暢（まさのぶ）の正室で、福澤が奥平家と近しくなるきっかけを作った人物。長く慶應義塾内に居住した。福澤には「奉芳蓮院大夫人」と題する漢詩がある。注8拙稿二一八頁参照。

3 「御隠居様」は昌邁の父昌服（まさもと）。

4 「山口広江」は会計吏や勘定奉行、郡奉行などを務めた中津藩士で、鈴木閑雲と同様、士族達のまとめ役であった。明治十一年公債証書を資本として中津に第七十八国立銀行が設立されると、第一期の頭取となった。

5 「梁君」は奥平家家扶築雅路（やなまさみち）。明治五年七月には既に家扶として「奥平昌邁隠居昌服元中津県下へ寄留願」に名を連ねている。明治十七年六月肺炎になった奥平昌邁の看病中、同病に罹って亡くなった。前掲拙稿で築の任期について、明治五年二月から七月の間に就任し、明治十六年から二十一年の間に離任したのではないかと書いたが、福澤の明治十七年六月十九日付福澤一太郎捨次郎宛書翰（『福澤諭吉全集』第十七卷六七頁）の中に、「こゝに不幸なるは築雅路君、奥平様の看病中同病に罹り、本月十三日遂に死去致候。行年五十歳」とあったので、右の通り訂正する。

奥平家系図 昌暢——昌猷——昌服——昌邁

芳邁院

A 鈴木閑雲宛福澤論吉書翰

過日西尾先生より之委しき御書面、直ニ殿様へ差上置候。別段御返詞不申上、乍憚御序之節宜布御致意奉願候。

前月二十三日之華翰拜見仕候。陳ハ義社之事ニ付纏々被仰下、い才之事情詳ニ拝承、此方ニおゐて私共ハ何も訛伝誤報を信するニあらず、何も御報意之趣を以て氣遣候事も無之。又小生へ御遣し之御文面之義、或ハ中津へ洩候との事なれ共、是ハある可らざる義ならん。小生ハ貴翰到来幸して之を拜見致ス之暇あるのみ、之を他人示して閑話などの暇ハ無之。今回之御紙面ニニ「一字衍字」付思出し、過日之来翰ハ何れニ在るやとさがして、筐底ニ見出し候位之次第、決して他人之見る筈ハ無之候。御安心可被下候。

不服連之事情も能々相分候。此方ニ而も一寸考へ出訴ハ無益、必ス原告之敗北ならんとハ察居候。併其勝敗ハ兎も角も、都而世ノ中ニ敵の多きハ不面白、且今後迎も奥平様御後図之為、義社配分之資産を守るハ、即チ貴所様之御引受。其引受たる人ニ敵の多きハ、甚タ好ましからず。

論吉之眼中ニは中津なし。中津の士族共が何と喧嘩をするも、勝手ニ任して無頓着なれ共、唯当地ニ而奥平様へハ御近敷仕、如何ニも其末々を御案し申上候より、唯奥平様之御後図、又近くハ目下之芳蓮院様御隠居様御生涯丈ケニ而も、旧大名らしく御暮し之出来候様ニと、一筋ニ奉存候のみニ御座候。

斯る次第なるが故ニ、其後図之資金を支配する人ニは、可相成丈ケ敵をを「一字衍字」作らざる様ニとの考なり。誠ニ失敬至極なれ共、敢而鈴木先生を愛するニあらず、奥平様之御身代を愛するのみ。

就而は今日山口広江君の方へも手紙差出し置候。(実ニ山口へ手通ハ今度が初而なり) 山口も必ス慮る所あらん。又奥平様(殿様)ハ今度之紛紜を御引受、何とか御中裁も可被成思召。依而中裁とも何とも言えず、唯見舞之御使として近日梁(梁)君を御差向之筈ニ可被成候。然るニ殿様ハ六七日前より少し御気分あしく(本病なり)、御執筆も御六ヶ布候ニ付、少し延引ニは可被成存候。

兎に角ニ私共之見込ニ而は、株券配当ニ付而毫も異論無之、唯この処ニ而不服連へも少し色の付き候様いたし遣し度。勝を好むハ人類之至情、仮令十二分之不理屈ニ而も、何とハ「かか」能き様ニ幕を引候様、機会を与へ候度事ニ奉存候。

候事ト希望罷在候。

C 付 録

大暑之候、御全家益御清祥被成御凌候御事ニテ奉大賀候。陳ハ過日浜脇滞在中並ニ御地へ逗留中ハ、度々御訪問ヲ蒙り、種々御贈品拜戴御礼不耐万謝候。帰京后直御礼可申上之処、疲労之為メ日々遷延、今日ニ及候段御容怒奉仰候。

一新聞紙上ニ、今回御願之上御辞職被成候よし、尚御勲等御上昇瑞宝章御頂戴之趣、御光栄之事と奉祝候。併し錦地之為メ好郡長を失ひ候事、下毛郡民之為メ相惜申候。

一四郎様へ御口伝之段ハ帰京之途御行違と相成り、御直ニ御談し之事ニ奉存候。又野口様九鉄株ハ既ニ御領収可相成、此方ハ既ニ都合致し候付、再度之御送附ニ不相及候。右御礼申上度、尚暑中御加養之義申上度候迄。

匆々拝具

七月三十一日

小幡篤次郎

鈴木閑雲様

乍末筆御令聞様御始メ皆々様へ御鳳声奉煩候。

B 逸見・鈴木・山口・菅沼・末貞・中野宛福澤諭吉書翰

拜啓。時下春光爛漫、各台益御清穆ニ被成御座恭賀候。

陳ハ過日電報ヲ以て、開運社之議事、義社ニ渡候義ハ旧知事公暫時御見合相成度旨、尚当地社員も未撰ニて、未前其輩先ツ御見合ヲ希居候旨申上候処、御承了相成候旨御報ヲ得、慶幸不過之奉存候。遮て御止メト之義、甚御欠礼之至り御禮責も可有之、多罪此事ニ奉存候。

仍て過日出坂中之中野松三郎氏へ上京相頼、暫時之滞在ニハ候へ共、同氏へも此地之儕輩遣、考居候処申陳へ、御賢考ニ備候様相頼置候通り、事業作興ハ旧知事公始メ一同希望之事ニ候ハ勿論ニ候へ共、事業作興モ其地之人心一致協同無之而ハ后来之障碍と慮。何卒御協同御熟議出来候上御就業相成度迄ニて、別ニ異存有之義ハ(カ)無之、一致協同ヲ得候ニハ其前義社処分有之度、此と彼と相詰て処分ニ至ル時ハ、自然紛淆物論も騒ケ數相成候も難斗。開運社起候為め義社解クニ非ス、義社ハ解くへき時期ニ逢て解け、解け候て事業ヲ興スへき金子あらハ、協同一致之ヲ起されん事を希望ノ愈々不堪候。

小生罷出候節、多少之人士ニ面謁御話承り候時も、義社御所分之機ハ既ニ熟候事ト愚(カ)察被仕、早々御所分希望候事鈴木先生始メ諸先生へ申上候次第ハ、併し是ハ鈴木先生御考案も可有之、強テ御促しも申上兼候へ共、何卒御急ぎ有之候ハ、如何哉。然ルも開運社之為メ義社ヲ潰シタト申様之物議ヲ生候而、何も憚る事ハなき様なれども、自然ニ派ヲ生候姿ニ可移行、此事而已徳より御氣遣申上候。

此地社員撰萃も旧知事公御床上ケ待候処追々遅、御床上ケも尚急ニ有之間敷、御容体 併し追々御快方ニ向候 故不日結社之運ヒ可至。然上ハ一同より之拙案も可申上、御心急ぎニは可有之候へ共、漸々御運之処ニ申上候様、旧知事公福澤等ノ存意有之、不惡御承了奉希候。右申上度、勿々拝具。

小幡篤次郎

逸見様 鈴木様 山口様 菅沼様 末貞様 中野様

尚々過日修業人三名安着。中野氏ハ不幸ニも病ニ罹られ心痛此事ニ奉存候。最早此手紙着候頃ハ、御折台御快方ニ御向

- (1) 鈴木閑雲宛小幡篤次郎書翰が合装されていた。小幡書翰は140頁に付録（書翰C）として掲げた。年代は郡長退任と叙勲から明治37年かと推定される。
- (2) うち6通は『福澤諭吉全集』第17巻（岩波書店、1954年）に、また1通は『福澤諭吉年鑑』第13巻（福澤諭吉協会、1988年）に掲載されている。
- (3) 明治10年6月2日付。『福澤諭吉年鑑』第13巻、5頁。
- (4) 『中津歴史』下、広池千九郎編、1891年、1976年復刻、防長史料出版社、240頁。『旧中津藩士族死亡弔慰資金要覧』三木作次郎編纂、三宅政治郎校閲、1926年、33頁。
- (5) 今回の書翰において確認できる。
- (6) 石河幹明『福澤諭吉伝』岩波書店、1932年、第2巻、107頁。富田正文『考証福澤諭吉』岩波書店、1992年、上巻、353頁。
- (7) 明治16年9月28日付鈴木閑雲宛書翰。『福澤諭吉全集』第17巻、586頁。
- (8) 拙稿「奥平家の資産運用と福澤諭吉一新資料・島津復生宛福澤諭吉書翰を中心として」、『近代日本研究』第11巻、1994年
- (9) 天保義社に関する基本的な資料として、本稿では「天保義社及中津銀行の由来／奥平家の系譜と藩士の現状」の副題をもつ『旧中津藩士族死亡弔慰資金要覧』（以下「要覧」という）を利用する。注4参照。編纂者の三木作次郎は、のちに昭和になってから中津市の助役（昭和4年4月20日～8月14日）や収入役（同年8月14日～昭和8年8月13日）を務めた人物で、三宅政治郎は刊行当時の中津銀行取締役である。同書は資料の集成であり、天保義社の約款なども主なものは収録されていて、今のところ天保義社を知り得る唯一の資料である。
また中津の通史書としては、主に『中津歴史』と『中津藩史』（黒屋直房著、碧雲社、1940年）を利用した。
- (10) 『中津歴史』下、310～311頁。
- (11) 『要覧』48頁。
- (12) 『要覧』9～12頁。
- (13) 『要覧』9頁。
- (14) 『要覧』38～40頁。
- (15) 『要覧』77頁。
- (16) 『中津歴史』下、244頁。
- (17) 福澤研究センター所蔵資料。「山口県エ相送り候下書角大属出倉之節持参ニ及候正月廿四日」と表書のある封筒に納められていた。また『中津歴史』にも「天保義社ノ資本中ニ就キ二万円ヲ控除シ之ヲ以テ本校維持ノ資本トナサシメン」（下、241頁）とある。

- 18) 『福澤諭吉全集』第17巻, 253頁
- 19) 『要覧』34～35頁
- 20) 『大分の歴史』(8) 富来隆著, 大分合同新聞社, 1978年, 196頁.
- 21) 末広会社については, 岩田英一郎「中津地方に於ける養蚕業の発達」(『中津史談』第1巻第1号, 昭和13年, 中津史談会)「中津に於ける衣料産業の研究」(同第2号, 昭和14年)の先行研究がある。後者の34頁による。
- 22) 『福澤諭吉全集』第9巻, 177～178頁, この社説は9月14日15日17日の3日間にわたって掲載された。
- 23) 前掲岩田論文後者36, 40頁.
- 24) 『福澤諭吉全集』第17巻, 543頁.
- 25) 2月6日付小幡篤次郎宛あるいは同7日付阿部泰藏宛福澤書翰。『福澤諭吉全集』第17巻, 532～533頁.
- 26) 『福澤諭吉全集』第17巻, 586頁.
- 27) 『要覧』48頁.
- 28) 『下毛郡誌』山本利夫著, 東京堂, 1912年, 664頁. 『中津歴史』下, 297頁.
- 29) 『下毛郡誌』413～416頁. 『慶應義塾名流列伝』三田商業研究会, 実業之世界社, 1909年, 419～420頁. 『福澤諭吉全集』第17巻, 441頁.
- 30) 『中津歴史』下, 296～297頁.
- 31) 天保義社の明治10年12月「社員投票開封議決」(議事録). 『要覧』36頁.
- 32) 『要覧』16～17頁. 「兎角等閑に相心得期限に違ひ候者不勘度々及催促候得共返金無之而已ならず呼出候ても出社不致誠に以て不埒之至りに御座候」という状況であった。
- 33) 『要覧』16, 18頁. 『中津歴史』では8年5月の記事の後に一部が引用されている。しかし全文が掲載されている『要覧』では日付が「明治七年戊五月九日」になっており, 7年5月と考えた方がよいであろう。
- 34) 『福澤諭吉全集』第17巻, 198頁.
- 35) 『中津歴史』下, 303～304頁.
- 36) 『中津歴史』によれば, 開運社は明治16年5月に結成されている。

此月士族開運社ヲ組織ス始這度小幡篤二郎ノ下ルヤーハ市校処分一ハ本社組成ノ為ニシテ旧藩主ノ内旨ヲ啣ミ懇書ヲ齊ラシテ下り来リ之ヲ逸見桑名鈴木山口ノ四氏ニ屬ス四氏則復選投票法ヲ以テ遂ニ士族名望家四十人ヲ選テ社員トシ之ヲシテ爾後士族ノ旧戚ニ関スルコトヲ協議セシムル(下, 310頁)

そして活動としては, 1, 「儉素勤勉以テ一般士族ノ家名ヲ墜サ、ルノ工夫ヲ計画」すること 2, 「市校資金ヲ以テ年毎ニ秀オヲ選ヒ之ニ給シテ以テ地方

人物ノ養成ヲ図ル」ことが挙げられている。

- (37) 市校世話人は、中津と東京にいたが、その東京における会合議事録である「市校事務委員集會録事」を参照。廃校決定の少し前13年11月には524円92銭を養蚕費にあてることが決まっている。「市校事務委員集會録事」の原本は中津市の郷土史家故嶋通夫氏所蔵。筆者が見たのは福澤研究センターに所蔵されているコピーである。
- (38) 『福澤諭吉全集』第17巻、586頁。
- (39) 『福澤諭吉全集』第20巻、276～278頁
- (40) 『要覧』81～82頁。
- 福澤は、中津にあった第七十八国立銀行のことも「中津銀行」と呼んでいる。混同しやすいので留意されたい。例えば金銭出納帳に明治11年頃から、「中津銀行五株」「中津銀行より勘定利子入」「中津銀行配当差引にて入」などとあるのは、いずれも第七十八国立銀行のことである。
- (41) 三所宮は初め三所明神の名称で、安政5年〔1858〕に奥平家中興の祖と言われる初代貞能、2代信昌、3代家昌を祭って中津町長福寺境内に建てられたが、明治4年八幡大江神社内へ移り三所神社と改称した。その後、明治12年に中津城跡に社殿を新築し移った。その際翌13年より天保義社が維持費用を捻出することになり、年経費と修復のための積立てを拠出していた。『要覧』146～148頁。
- (42) 『要覧』82～89頁
- (43) 旧中津藩士族死亡弔慰資金と称するもの。『要覧』参照。
- (44) 『要覧』38～39頁。
- (45) 『要覧』27～28頁。
- (46) 旧米沢藩主が廃藩置県による東京移住にあたり、旧藩士に支給した現金（一人宛金10両）をもとに設立された。『山形銀行八十年史』山形銀行、1981年、28～29頁。士族義社については中央大学松尾正人氏の教示を受けた。
- (47) 藩政時代にまで系譜を遡ることができ、「窮士民救助且学校資本」捻出を目的としている点で天保義社に似ているが、承恵社は明治17年解散している。『鹿児島銀行百年史』鹿児島銀行、1980年、26～28頁。
- (48) 福澤も関係しているのだが（「旧紀州藩士の為の義田結社の趣旨」『福澤諭吉全集』第20巻、162～163頁）、ここは主として学校経営を行なって、銀行に発展するのではなくむしろ育英組織化したようである。徳義社については福澤諭吉協会竹田行之氏および玉川大学曾野洋氏の教示を受けた。

(にしざわ なおこ 福澤研究センター囑託)